

②特定施設（個人）が行う場合

個人が自主的に行う避難については、その施設の管理者あるいは各個人がそれぞれの判断によって行うものとするが、多人数を収容する施設等にあつては、平常時からその対策を樹立しておくものとする。

③本部職員の駐在

避難所を開設したときは、本部職員が駐在する。施設管理者は、駐在する本部職員、その他関係者と協力し、避難所の管理と収容者の保護にあたるものとする。

(2) 避難所スペースの確保

各学校において避難所として施設を使用するにあたっては、ア～ウのスペースを十分確保する。

ア 管理スペースとしての校長室・職員室

イ 教育活動のスペースとしての最小限必要な普通教室

ウ 総合受付、避難者の居住スペース（体育館等）及び医療活動のスペースとしての保健室等

(3) 感染症等への対策

感染症等への対策が必要な場合は、上記（2）以外に下記のスペースを確保する。

ア 発熱・体調不良等の確認をする事前受付スペース

イ 発熱・体調不良者の専用スペース及び専用トイレ

6. 教職員の体制について

○校長、教頭、教務または学校から近い人が学校施設の鍵及びセキュリティカードを常備し、情報発表及び避難所開設の際、適切に学校施設を開放する。

時 点	臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 市内で震度5弱の地震が発生した場合			臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 市内で震度5強以上の地震が発生した場合		
	学校安全対策委員会			学校安全対策委員会		
業務内容	学校安全対策委員会			学校安全対策委員会		
動員区分	勤務時間内	出張中	勤務時間外	勤務時間内	出張中	勤務時間外
校長・教頭・教務	直ちに配置につく	直ちに帰校し配置につく	直ちに出勤し配置につく			
一般教職員	自校の指示に備える	直ちに帰校し、自校の指示に備える。	自宅待機し、自校の指示に備える。	直ちに配置につく	直ちに帰校し配置につく	直ちに出勤し配置につく

7. 給食の取り扱いについて

(1) 午前7時30分までに注意情報または、警戒情報が解除された場合は、平常の給食を実施する。

(2) 午前10時までに注意情報または、警戒情報が解除された場合は、簡易給食など可能な給食を実施する。

(3) 午前10時を過ぎてから注意情報または、警戒情報が解除された場合は、給食を中止する。

8. 市教育委員会の体制について

時 点	臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 市内で震度5弱の地震が発生した場合			臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 市内で震度5強以上の地震が発生した場合		
	災害警戒本部設置（市） 学校間対応（市教委から連絡） 臨時休校措置			災害対策本部設置（市） 各学校との連絡体制の確立 臨時休校措置		
業務内容	災害警戒本部設置（市） 学校間対応（市教委から連絡） 臨時休校措置			災害対策本部設置（市） 各学校との連絡体制の確立 臨時休校措置		
動員区分	勤務時間内	出張中	勤務時間外	勤務時間内	出張中	勤務時間外
教育総務課・学校教育課係長以上職員	直ちに配置につく	直ちに帰庁し配置につく	直ちに出勤し配置につく			
教育総務課・学校教育課一般職員	所属の指示に備える	直ちに帰庁し、指示に備える。	自宅待機し、指示に備える。	直ちに配置につく	直ちに帰庁し配置につく	直ちに出勤し配置につく

※その他、地震発生後の市教委と学校間の内容については、教育総務課及び学校教育課の各BCPに従う